

議案第123号

公立大学法人大阪が徴収する料金の上限の変更の認可について

令和3年4月13日付けで別紙申請書により申請のあった公立大学法人大阪が徴収する料金の上限の変更については、申請のとおり認可する。

令和3年5月14日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

公立大学法人大阪が徴収する料金の上限の変更について認可をするため、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙申請書)

公大阪財務本第 21 号

令和 3 年 4 月 13 日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪市長 松井 一郎 様

公立大学法人大阪

理事長 西澤 良記

公立大学法人大阪が徴収する料金の上限の変更の認可申請について

標題について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定により、公立大学法人大阪が徴収する料金の上限を別紙のとおり変更することについて、認可されるよう申請します。

公立大学法人大阪が徴収する料金の上限の変更について

公立大学法人大阪が徴収する料金の上限（平成31年4月1日認可）を次のように変更し、設立団体の長の認可の日から適用する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>1</u> <u>公立大学法人大阪が運営する大学に係る料金の上限</u> <u>公立大学法人大阪が運営する大学の検定料、入学料及び登録料の上限額は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>2</u> 大阪府立大学に係る料金の上限</p> <p>(1) <u>授業料</u>の上限額は<u>別表第2</u>のとおりとし、<u>実験機器充実負担金及び実習充実負担金</u>の上限額は<u>別表第3</u>のとおりとする。</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p>(5) 研究推進機構に放射線又は放射性同位元素に関し照射、試験及び調査を依頼するときの手数料の上限額は、<u>別表第4</u>のとおりとする。</p> <p>[(6) 略]</p> <p>(7) 生命環境科学域附属獣医臨床センターの診察料等の上限額は、<u>別表第5</u>のとおりとする。</p>	<p>[新設]</p> <p><u>1</u> [同左]</p> <p>(1) <u>入学検定料、入学料及び授業料</u>の上限額は<u>別表第1</u>のとおりとし、<u>実験機器充実負担金及び実習充実負担金</u>の上限額は<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p>(5) 研究推進機構に放射線又は放射性同位元素に関し照射、試験及び調査を依頼するときの手数料の上限額は、<u>別表第3</u>のとおりとする。</p> <p>[(6) 同左]</p> <p>(7) 生命環境科学域附属獣医臨床センターの診察料等の上限額は、<u>別表第4</u>のとおりとする。</p>

<p>(8) 心理臨床センターの面接料等の上限額は、<u>別表第6</u>のとおりとする。</p> <p>[(9)~(14) 略]</p> <p><u>3</u> 大阪市立大学に係る料金の上限</p> <p>(1) <u>授業料</u>の上限額は、<u>別表第7</u>のとおりとする。</p> <p>[(2)~(4) 略]</p> <p><u>4</u> 大阪府立大学工業高等専門学校に係る料金の上限</p> <p>(1) 入学検定料、入学料及び授業料の上限額は、<u>別表第8</u>のとおりとする。</p> <p>[(2)・(3) 略]</p> <p><u>別表第1</u> (1関係)</p> <p>[表 別紙2 挿入]</p> <p><u>別表第2</u> (2(1)関係)</p> <p>[表 別紙3 挿入]</p> <p><u>別表第3</u> (2(1)関係)</p> <p>[表 略]</p> <p><u>別表第4</u> (2(5)関係)</p> <p>[表 略]</p> <p><u>別表第5</u> (2(7)関係)</p> <p>[(1)~(15) 略]</p> <p><u>別表第6</u> (2(8)関係)</p> <p>[表 略]</p> <p><u>別表第7</u> (3(1)関係)</p> <p>⋮[表 別紙5 挿入]⋮</p> <p><u>別表第8</u> (4(1)関係)</p> <p>[表 略]</p>	<p>(8) 心理臨床センターの面接料等の上限額は、<u>別表第5</u>のとおりとする。</p> <p>[(9)~(14) 同左]</p> <p><u>2</u> [同左]</p> <p>(1) <u>入学検定料、入学料及び授業料</u>の上限額は、<u>別表第6</u>のとおりとする。</p> <p>[(2)~(4) 同左]</p> <p><u>3</u> [同左]</p> <p>(1) 入学検定料、入学料及び授業料の上限額は、<u>別表第7</u>のとおりとする。</p> <p>[(2)・(3) 同左]</p> <p><u>別表第1</u> (1(1)関係)</p> <p>[表 別紙1 挿入]</p> <p>[新設]</p> <p><u>別表第2</u> (1(1)関係)</p> <p>[表 同左]</p> <p><u>別表第3</u> (1(5)関係)</p> <p>[表 同左]</p> <p><u>別表第4</u> (1(7)関係)</p> <p>[(1)~(15) 同左]</p> <p><u>別表第5</u> (1(8)関係)</p> <p>[表 同左]</p> <p><u>別表第6</u> (2(1)関係)</p> <p>⋮[表 別紙4 挿入]⋮</p> <p><u>別表第7</u> (3(1)関係)</p> <p>[表 同左]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

[別表第1 (1(1)関係) 別紙1]

区分	入学検定料	入学料		授業料	
		甲	乙		
学域又は学部	30,000円	282,000円	382,000円	年額	535,800円
大学院の研究科	30,000円	282,000円	382,000円	年額	535,800円
科目等履 修生	学域又は 学部	9,800円	28,200円	38,200円	1単位の額 14,800円
	大学院の 研究科	9,800円	28,200円	38,200円	1単位の額 14,800円
研究生	学域又は 学部	9,800円	84,600円	114,600円	月額 29,700円
	大学院の 研究科	9,800円	84,600円	114,600円	月額 29,700円
特別聴講 学生	学域又は 学部	—	—	—	1単位の額 14,800円
	大学院の 研究科	—	—	—	1単位の額 14,800円
特別研究 学生	大学院の 研究科	—	—	—	月額 29,700円

備考 入学料の欄の甲に掲げる入学料は、入学の日の1年前から引き続き大阪府の区域内に住所を有する者又はその者の配偶者若しくは一親等の親族である者に、同欄の乙に掲げる入学料は、その他の者に適用する。

[別表第1 (1関係) 別紙2]

区分	検定料	入学料又は登録料	
		甲	乙
学生	30,000 円	282,000 円	382,000 円
科目等履修生	9,800 円	28,200 円	38,200 円
研修生又は研究生	9,800 円	84,600 円	114,600 円

備考 入学料又は登録料の欄の甲に掲げる入学料又は登録料は、入学又は登録の日の1年前から引き続き大阪府の区域内に住所を有する者又はその子に、同欄の乙に掲げる入学料又は登録料は、その他の者に適用する。

[別表第2 (2(1)関係) 別紙3]

<u>区分</u>		<u>授業料</u>	
<u>学域又は学部</u>		<u>年額</u>	<u>535,800 円</u>
<u>大学院の研究科</u>		<u>年額</u>	<u>535,800 円</u>
<u>科目等履修生</u>	<u>学域又は学部</u>	<u>1 単位の額</u>	<u>14,800 円</u>
	<u>大学院の研究科</u>	<u>1 単位の額</u>	<u>14,800 円</u>
<u>研究生</u>	<u>学域又は学部</u>	<u>月額</u>	<u>29,700 円</u>
	<u>大学院の研究科</u>	<u>月額</u>	<u>29,700 円</u>
<u>特別聴講学生</u>	<u>学域又は学部</u>	<u>1 単位の額</u>	<u>14,800 円</u>
	<u>大学院の研究科</u>	<u>1 単位の額</u>	<u>14,800 円</u>
<u>特別研究学生</u>	<u>大学院の研究科</u>	<u>月額</u>	<u>29,700 円</u>

[別表第6 (2(1)関係) 別紙4]

区分	入学検定料	入学料	授業料
学生	30,000 円	222,000 円	年額 535,800 円 (学校教育法第99条第2項に規定する専門職大学院の学生にあつては、804,000 円)
科目等履修生	9,800 円	22,200 円	1 単位の額 14,800 円
研修生	9,800 円	66,600 円	月額 29,700 円

備考 大阪市の区域内に住所を有する者及びその子以外の者に係る入学料の上限額は、上に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの金額の20割増しとする。

[別表第7 (3(1)関係) 別紙5]

区分	授業料
学生	年額 535,800 円 (学校教育法第 99 条第 2 項に規定する専門職大学院の学生にあつては、804,000 円)
科目等履修生	1 単位の額 14,800 円
研修生	月額 29,700 円

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

(料金)

第 23 条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。